答弁第二九九号平成二十一年四月二十一日受領

内閣衆質一七一第二九九号

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関す

る再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に

関する再質問に対する答弁書

一から三まで、五から九まで及び十一から十三までについて

政府としては、御指摘の新聞記事については、

行われた取材に基づくものであると承知しており、その新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実

取材対象者、

取材内容等を明らかにしない取決めの下に

関係について申し上げる立場にはないことから、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣衆質一七一第二

六四号)一から六までについてのとおりお答えしたものである。

四について

御指摘の答弁については、内閣として決定したものである。

十及び十四について

政府としては、国家としての緊急事態に、 適切、かつ、 迅速に対応がとれるよう、万全の態勢をとって

いるところであり、今後も的確に対応してまいりたい。